

4. 植栽維持管理工事共通仕様書

目 次

第1章 総 則	4-3
第1節 総 則	4-3
第2章 植栽地管理	4-7
第1節 植ます	4-7
第3章 芝生地管理	4-9
第1節 刈込み	4-9
第2節 除 草	4-9
第3節 除草剤散布	4-9
第4節 病虫害防除	4-9
第5節 目土かけ	4-10
第6節 植 替	4-10
第7節 施 肥	4-10
第4章 樹木管理	4-11
第1節 樹木剪定	4-11
第2節 寄植及び、玉物刈込み	4-14
第3節 施 肥	4-15
第4節 除 草	4-16
第5節 病虫害防除	4-16
第6節 樹木灌水	4-17
第7節 支柱管理	4-17
第8節 枯損木処理	4-18
第5章 草花管理	4-19
第1節 草花管理	4-19
第6章 樹木保護	4-20
第1節 樹木保護	4-20

第1章 総 則

第1節 総 則

第1条 適 用

沖縄総合事務局(国土交通省所管)の施行する植栽維持管理工事については、土木工事共通仕様書及び沖縄道路緑化技術指針によるほか本仕様書による。

第2条 施工計画書

1. 請負者は、あらかじめ工事実施に必要な施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

この場合次の事項について記載するものとする。

- (1) 工事概要
- (2) 実施工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 主要機械
- (5) 主要資材
- (6) 施工方法
- (7) 施工管理
- (8) 緊急時の体制
- (9) 交通管理
- (10) 仮設備計画
- (11) その他

2. 施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合には、そのつど変更に関連するものについて変更計画書を提出しなければならない。

3. 監督職員が特に指示した事項については、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

第3条 支給材料及び貸与品

1. 請負者は、支給材料及び貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け常にその残高を明らかにしておかなければならない。

2. 請負者は、工事完成時(完成前であっても工事工程上支給品の精算が行えるものについてはその時点)には、支給品精算書を監督職員に提出しなければならない。

3. 貸与建設機械については、別に定める請負工事中用建設機械貸与仕様書によるものとする。

第4条 工事現場発生品

工事施工によって生じた現場発生品は、現場発生品調書を作成し、特記仕様書又は監督職員の指定する場所で引き渡さなければならない。

第5条 施工検査

特記仕様書又は、あらかじめ監督職員の指示した箇所など主要な工事段階の区切等には監督職員の検査を受けなければならない。

第6条 規格値

品質及び出来形の規格値は、この仕様書で定めるものの外は別に定める規格値によるものとする。

第7条 工事検査

1. 請負者は、工事の既済部分検査、完成検査にあたっては、現場代理人及び主任技術者が立会いのうえ、検査を受けなければならない。
2. 請負者は、検査のため必要な資料の提出、測量、その他の処理につき検査職員の指示に従わなければならない。

第8条 施工管理

請負者は、別に定める土木工事施工管理を行い、その記録を監督職員に提出しなければならない。

第9条 工事現場管理

1. 請負者は、土木工事安全施工技術指針（建設省大臣官房技術調査室、昭和57年3月）を参考にし、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
2. 請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設省大臣官房技術参事官通達 昭和52年1月）を参考にして、工事に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し、生活環境の保全に努めなければならない。
3. 請負者は、工事現場が隣接し、又は同一場所において、別途工事がある場合は、常に相互協調して紛争を起さないように処置しなければならない。
4. 請負者は、工事施行中監督職員および管理者の許可なくして、流水および水陸交通の支障となるような行為または施工方法をしてはならない。
5. 請負者は、市街地における工事については、市街地土木工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達 昭和60年7月23日付）に準拠して災害の防止に努めなければならない。
6. 請負者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
7. 請負者は、豪雨、出水、その他天災に対しては、平素から気象予報などについて十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかななければならない。
8. 請負者は、火薬、ガソリン、電気等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い万全の方策を講じなければならない。
9. 請負者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、あらかじめ監督職員に使用計画を提出しなければならない。
10. 請負者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する必要がある場合は、板囲、ロープ等により囲うとともに、立入禁止の標示をしなければならない。

11. 請負者は、工事現場の一般通行人の見易い場所に工事名、期間、事業主体名、工事請負者名、電話番号及び現場責任者氏名を記入した大型の標示板を設置するものとする。

また、道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と協議するとともに、道路標識令、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日）及び維持修理工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局 昭和40年10月）に基づき安全交通について、必要な処置を講じなければならない。

12. 請負者は、工事の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故、又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、遅滞なくその状況を監督職員に報告しなければならない。

第10条 交通安全管理

1. 請負者は、工事用運搬路として道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないよう努めるとともに、特に第三者に損害を与えないように注意しなければならない。
2. 請負者は、ダンプトラック等大型貨物自動車による大量の土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と協議のうえ、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上必要な事項について計画をたて監督職員に提出しなければならない。

第11条 諸法規の遵守

請負者は、工事施工にあたり労働安全衛生法等諸法令及び工事に関する諸法規を遵守し、工事の円滑なる進捗を図るとともに、諸法令の運営適用は請負者の負担と責任において行わなければならない。

第12条 官公庁への手続

1. 工事施工のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続は、原則として請負者において迅速に処理しなければならない。
2. 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に申し出て協議するものとする。

第13条 休日又は夜間における作業

請負者は、工事实施の都合上休日、又は夜間に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ監督職員に届け出なければならない。

第14条 工事測量

1. 請負者は、工事契約後すみやかに必要な測量を実施し、仮BMの設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。
なお、仮BMを設置するための基準点は監督職員と協議するものとする。
2. 測量標は、位置及び高さの変動のないように適切な保護をしなければならない。
3. 用地幅杭、仮BM及び重要な工事用測量標は移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。

4. 工事に必要な丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識は請負者が設置し、監督職員が指示したものは検査を受けなければならない。

第15条 提出書類

請負者は、別に示す様式により指定期日までに関係の書類を提出しなければならない。

第16条 跡片付け

1. 工事中踏み荒らした付近地は、請負者の責任により処置しなければならない。
2. 跡片付け及び清掃等を工事完成日までに完了しなければならない。

第17条 植物への配慮

工事にあたっては、対象植物の特性、活力、環境条件等を勘察し、生きものとしての植物に対する注意と愛情をもって工事を行い、その目的を達するよう努力しなければならない。

第18条 施工時期

工事は天候、生育状態を考慮し、最大の効果が期待できるよう監督職員と協議のうえ進めなければならない。

第19条 材料

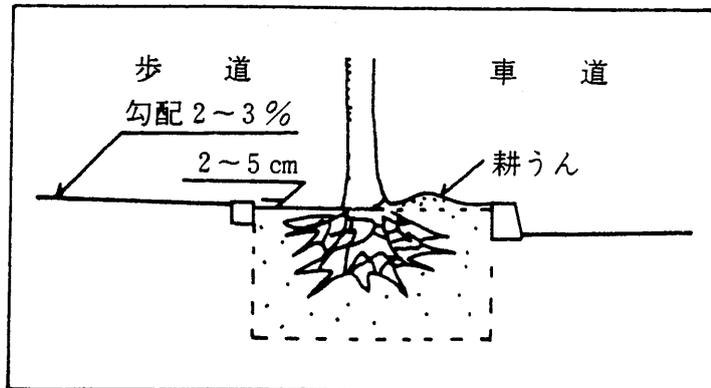
管理工事に使用する材料は、特に指定のない限り、植栽工事共通仕様書に準ずる。

第2章 植栽地管理

第1節 植ます

第20条 一般

- 植ます内の地盤は歩道縁石より2～5cm下げ、余分な土は車道よりに盛り上げるものとする。



- 植ます内の固結した土壌を膨軟にする場合は、細根をいためないように留意しなければならない。

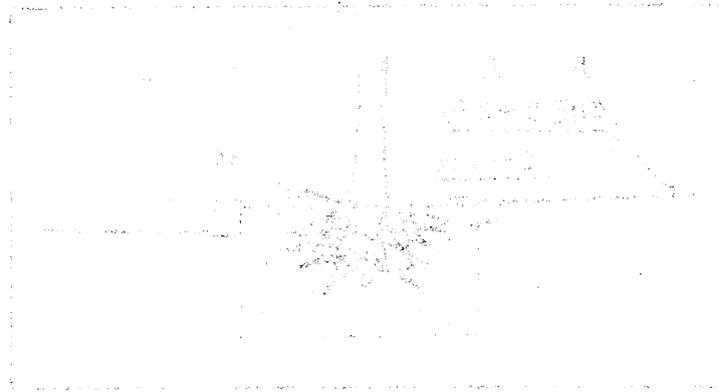
第21条 土壌の改善

- 植ます内土壌の改善は、下記の土壌改善基準のとおり行わなければならない。

■ 表2-1 土壌改善基準

性状	原因と改善理由	改善方法
アルカリ性土壌	<p><原因> セメント類、珊瑚石灰岩碎石の道路母材から浸透するCa及び固結による透水性、通気性の不良により、植ます内の土壌がアルカリ化する。</p> <p><改善理由> 樹木は一般に弱酸性の土壌を好み、アルカリ土壌では、樹勢が悪くなる。</p>	<p>1. 施肥は有機肥料を重点的に行う。</p> <p>(1) 微アルカリの場合土壌を耕うんし、有機質肥料の施用とともに有機質土壌改良材 (高木10kg/本、低木6kg/m²)を混入する。</p> <p>(2) 強アルカリの場合 有機質土壌改良材 (高木20kg/本、低木12kg/m²)を混入する。 または客土を酸性砂質土壌 (pH 5-6.5) と入れかえる。</p>
酸性土壌	<p><原因> 北部の粘板岩由来の土壌の土質は酸性土壌が多い。(チッ素系肥料の多用により起りやすい。)</p> <p><改善理由> 酸性土壌は塩類や微量元素が欠乏し、アルミニウムが活性化して、生育に障害を与える。</p>	<p>1. 施肥は石灰質肥料を投ずる。</p> <p>(1) pH 3.6~4.0のとき 炭酸カルシウム5.0kg/m²を混入する。</p> <p>(2) pH 2.4程度するとき 炭酸カルシウム10.0kg/m²海砂を容量で25%混入する。</p>

性 状	原因と改善理由	改 善 方 法
固結土壌	<p><原因> 踏圧、じん介、細土の流入等により、土壌が固まりやすい。</p> <p><改善理由> 雨水浸透が困難となり、乾湿害を引き起こすと共に、土中の団粒構造が破壊され、根系の発達を阻害する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 年に1回程度の耕うん（表層20cm程度）と土壌改良材20ℓ/m²を施用する。 2. コンプレッサーディッピングを植ます1ヶ所につき、2～3ヶ所行い、その孔隙に土壌改良材を施用する。



<p>（左側の欄）</p>	<p>（右側の欄）</p>
<p>（左側の欄）</p>	<p>（右側の欄）</p>

第3章 芝生地管理

第1節 刈込み

第22条 一般

1. 刈込みにあたっては、事前に小石等を除去し、小石等の飛散による事故のないようにしなければならない。
2. 刈込みは、樹木、株物、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込まなければならない。
3. 刈込高は20mm～30mmとする。
4. 刈取った芝は、指定箇所に集積し、まとめて処理するとともに、刈跡はきれいに清掃しなければならない。
5. 縁切は、対象低木（寄植え）、施設、園路等にほあく茎が侵入しないよう地下茎にも注意して行わなければならない。

第2節 除草

第23条 一般

1. 手取り除草の場合は、地下部の根系を残さないよう除草を行うものとする。
2. 除草剤を使う場合は目的の雑草に合った除草剤、また除草期に合った除草剤を選択しなければならない。

第3節 除草剤散布

第24条 一般

1. 除草剤の取扱い、散布方法については、関係法規並びにメーカー等で定める使用基準及び使用方法を守り、指定量をむらなく均一に散布しなければならない。また茎葉処理剤の散布にあたっては展着剤を添加するものとする。
2. 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し実施しなければならない。
3. 散布は、低木、草木、通行者及び車、隣地にかからないよう充分注意して行うとともに必要な措置を講じなければならない。
4. 散布にあたっては事前に周辺居住者等への周知徹底をはからなければならない。

第4節 病虫害防除

第25条 一般

1. 芝生の病虫害防除は、樹木管理の病虫害防除基準に準じて行うものとする。

第5節 目土かけ

第26条 一般

1. 目土は、植物の根、ガレキ等がなく、ふるいによりふるい分けた良好な目土用土をもちいるものとする。土壌改良材及び農薬を混入する場合は、むらのないよう入念に混入しなければならない。
2. 目土用土は、指定の厚さにむらなく均一に充分すり込むものとする。なお芝生面に不陸がある場合は、不陸整正を勧告しながら行わなければならない。

第6節 植替

第27条 一般

1. 補修箇所を大きめに形を整えて切り取り、張芝にあたっては周縁と同じ高さとなるよう調整し、転圧、目土をしたのちよく灌水するものとする。

第7節 施肥

第28条 一般

1. 施肥は指定の量を均一に散布するものとする。ただし降雨直後等で葉面がぬれている時は行ってはならない。

第4章 樹木管理

第1節 樹木剪定

第29条 一般

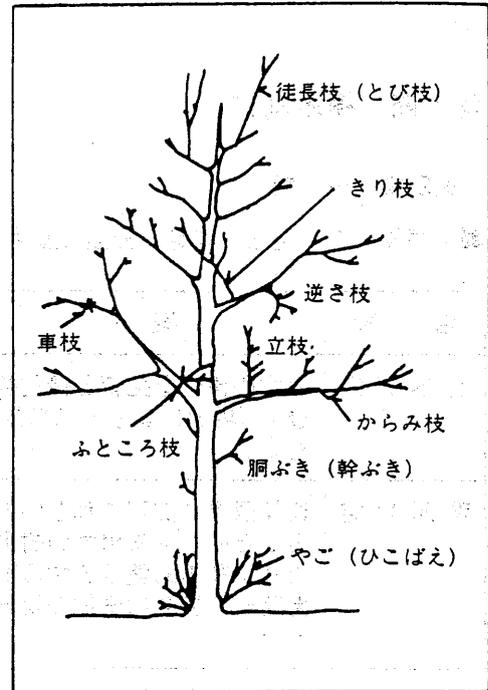
■ 表4-1 整枝・剪定の分類と適用

名 称	概 要	適 用 樹 木
基本剪定	樹木の健全な生育と緑化機能上不要な枝を抜く（場合によっては切詰め、切返しする）剪定。	すべての道路緑化樹木。
整形剪定	建築限界に支配されないで、自然生長させることのできる樹木の樹形の改良をはかるための基本的整枝をする剪定。 街路樹の場合は全体の統一美に留意すること。	環境施設帯、施設園地等生育限界に特に留意する必要のない場所の樹木及び新植されて目標とする完成段階に到達していない若木。
夏期剪定	新葉が伸びた夏期（7～8月）に枝抜きを行う剪定。 枝条が繁茂しすぎて建築限界に接触しているものの剪除等も含め、枝条の健全な発育のために行うこと。	シュートが急に生長し繁茂しすぎる樹木及び新葉が建築限界に接触する樹木。
冬期剪定	冬期（1～2月）に樹形作りを目的として、生長を抑制すべき樹木を、切詰め、枝抜き、切返しの手法を用いて基本樹形にあわせる剪定。	歩道、中央分離帯等に植栽され、生育を抑制する必要のある樹木。
養生剪定	整枝に関係なく樹勢を回復させるために行う剪定。	① 衰弱樹木が過度の蒸散や呼吸によってさらに衰弱するのを防ぐために、枝量を減少させて、樹勢の回復をはかる場合。 ② 台風や季節風の際、風の抵抗を減少させるため整枝する場合。 ③ 衰弱枝、下枝、枯枝、病虫害枝などを整枝して、樹勢の回復をはかる場合。
中・低木剪定	通常、秋～翌春萌芽前に、枝抜きを主体として行う剪定。 樹木ごとの着花習性により剪定時期、剪定方法は異なるので留意する。	歩道、中央分離帯等に交通安全機能、花の観賞等の目的をもって植栽された中・低木。
寄植え刈込み	寄植された中・低木を刈込み原形にあわせて行う刈込み。	歩道、中央分離帯等に計画樹高を決めて寄植えされている中・低木。
玉物刈込み	単木を丸く、見ばえよくする刈込み。	1本立玉物として植栽されている中・低木。

第30条 基本剪定として剪定すべき枝

1. 基本剪定として剪定すべき枝は下記のものとする。

- (1) 枯死した枝。(枯枝)
- (2) 生長のとまった弱小の枝。(弱小枝)
- (3) 著しく病虫害におかされている枝。(病虫害枝)
- (4) 通風、採光、人車の通行等に障害となる枝。(障害枝)
- (5) 折損によって危険をもたらす恐れのある枝。(危険枝)
- (6) 樹冠、樹形、生育上不必要な枝。(車枝、やご、胴ぶき、徒長枝、からみ枝、ふところ枝、立枝等)

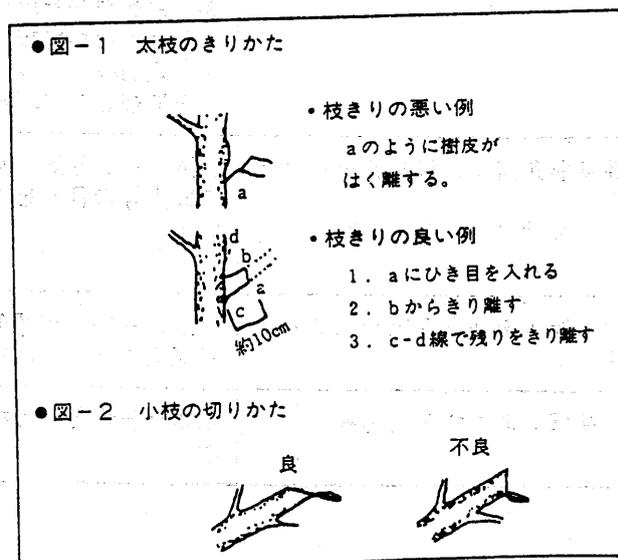


第31条 剪定の方法

1. 一般事項

- (1) 樹木は、道路構造令による生育限界及び交通安全性から規定される場合及び意図的にある形を決め刈込む場所を除いて、自然仕立てとすることを原則とする。
- (2) 不定芽の発生原因となる「ぶっ切り」などは原則として行わないものとする。
- (3) 下枝の枯を防ぐよう原則として上方を強く、下方は弱く剪定するものとする。
- (4) 太枝の剪定は切断箇所の約10cm上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くしたうえで、切返しを行い切除するものとする。

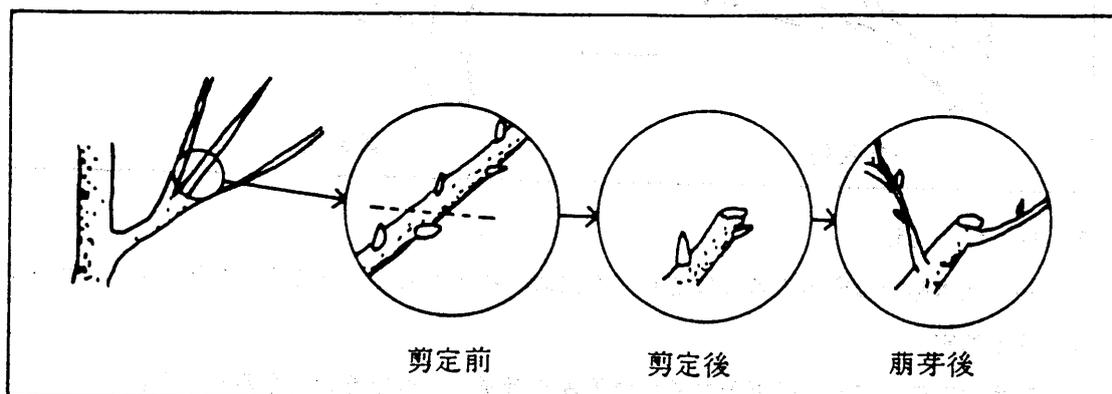
又太枝の切断面には防腐処理をするものとする。(図-1)



2. 切詰め剪定

長過ぎる枝を短く切断するのが切詰めであるが、古い太枝から出た新生枝が対象であって、切断は長さとともに芽の位置を見て外芽の真上で行わなければならない。その際、芽に近すぎたり、芽から離れすぎると、切りあとが枯れたりするので注意しなければならない。

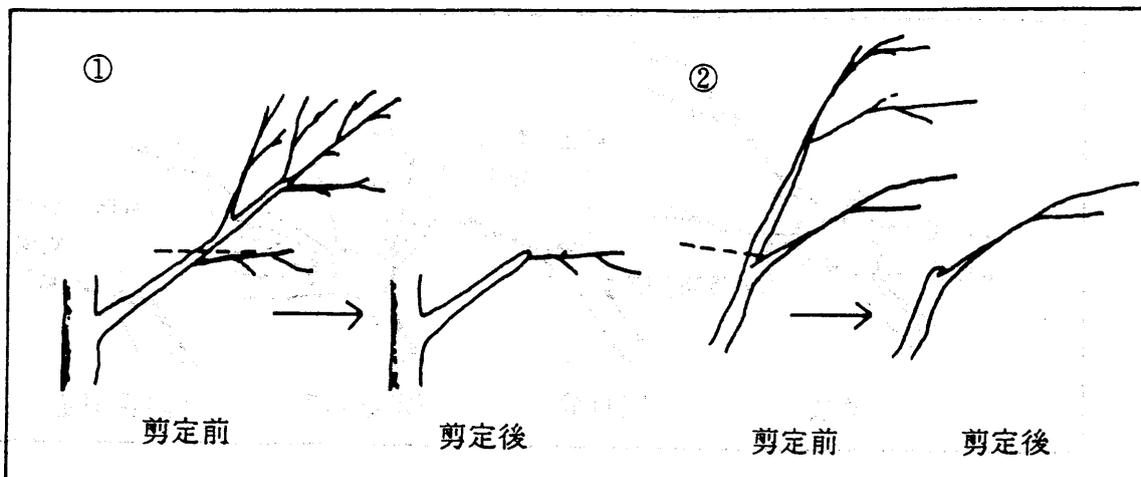
● 図4-2 芽と切る位置の関係図



3. 切返し剪定

枝が長大に伸びすぎた場合、樹冠及び樹形を崩さず一定に維持しようとする場合、あるいは枝張りを縮小して小型にしようとする場合は切返し剪定を行うものとする。小枝分岐点の真上で切るので、分岐点に近すぎて小枝をも切りこんだり、分岐点からあまり離れて長枝から再萌芽しないよう注意しなければならない。(図4-3)

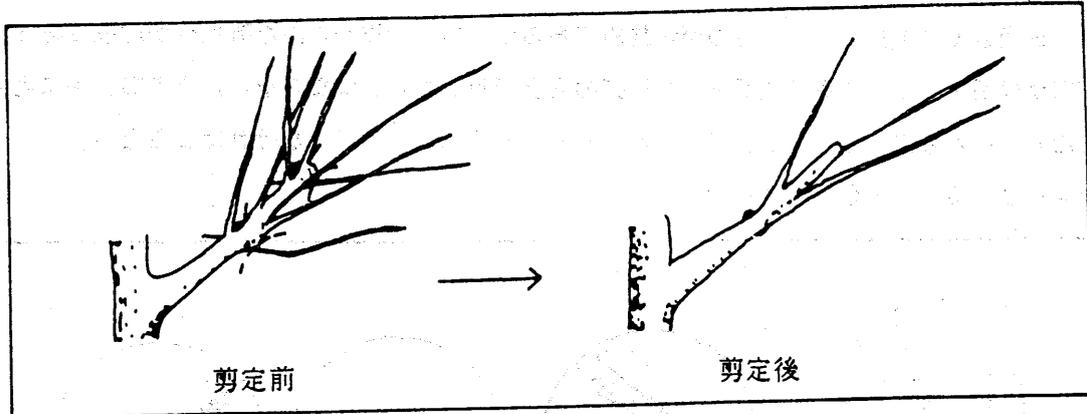
● 図4-3 切り返し剪定図



4. 枝抜き剪定

こみ過ぎた部分の不必要な枝及び樹冠の形姿構成上不必要な枝(立枝)等をその枝のつけ根から切取るものとする。(図4-4)

● 図4-4 枝抜き剪定図



5. 中・低木剪定

中・低木剪定は樹木の特성에応じて切詰め、中すかし、枯枝の除去を行うものとする。

6. 花木剪定

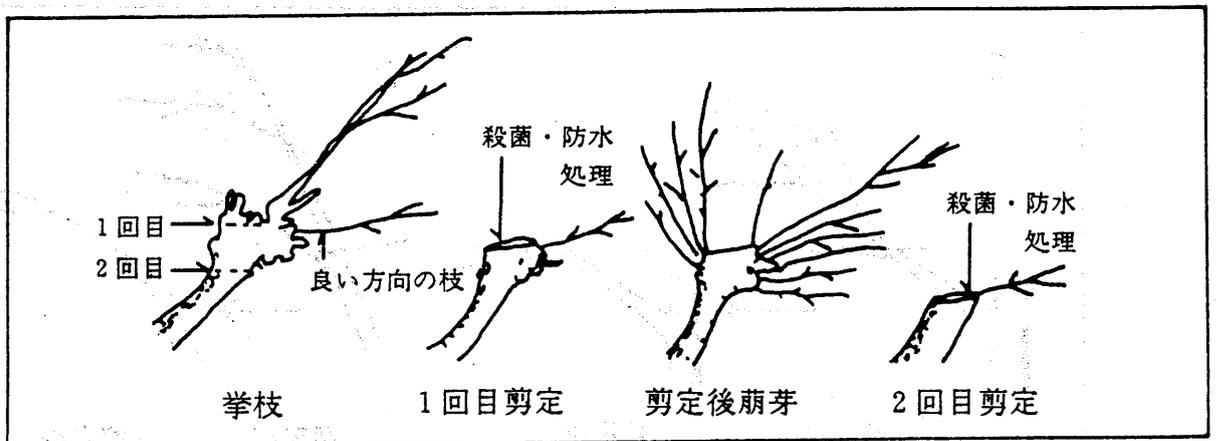
花木の剪定は花芽分化期及び養生位置等を考慮し、剪定を行うものとする。

7. ヤシ類・ソテツ・アダンの枯葉、枯枝の除去はできるだけ幹ぎわより切除するものとする。

8. 挙枝の整理

挙枝の整理は挙枝の途中にある良い方向の枝を見つけ、その枝を残して上方の挙枝を切断し殺菌、防水処理を行うものとする。挙枝の整理は数回に分けて、切返し剪定の要領で行わなければならない。

● 図4-5 挙枝の整理図

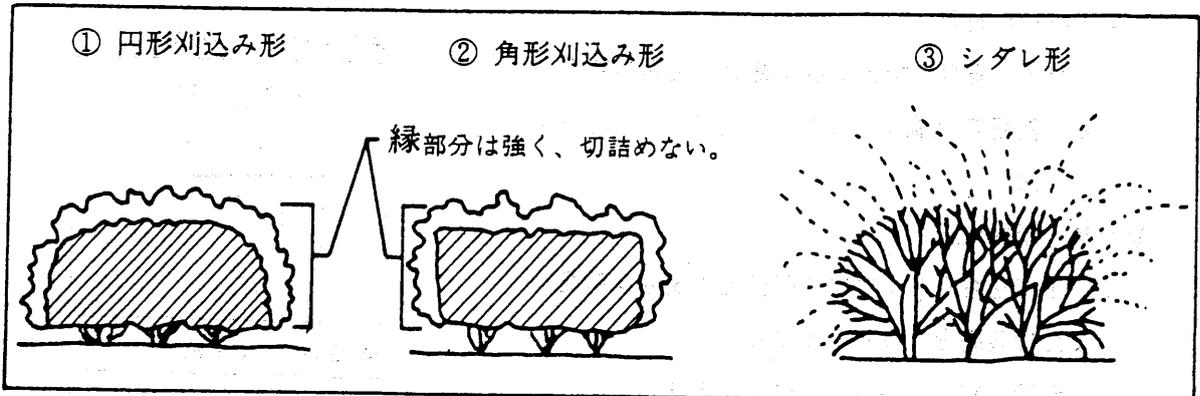


第2節 寄植及び、玉物刈込み

第32条 一般

1. 刈り込み原形は樹勢、被度に留意し、計画樹高に従って決定しなければならない。
2. 枝の密生した箇所は枯れあがりがないよう中すかし、枝抜きを行い、刈込み原形にあわせて刈込むものとする。

● 図4-6 寄植刈込み図



第3節 施肥

第33条 一般

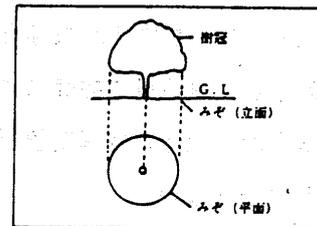
1. 指定された施肥量を最も効果が期待できるように、樹木の特性に合った施肥方法について監督職員と協議し、施肥を行うものとする。溝穴を掘る場合は、根系をいためないよう留意しなければならない。

第34条 高木施肥

1. 輪肥 (わごえ)

樹木主幹を中心に枝張り外周線の地上投影部分に深さ約20cmの溝を掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷込み覆土するものとする。溝掘りの際特に支根をいたためぬよう注意し、細相の密生している場合はその外側に溝を掘るものとする。(図4-7)

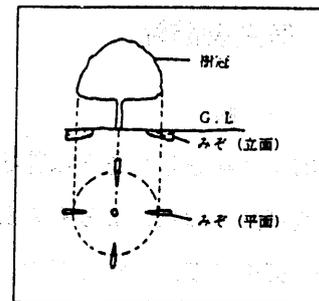
● 図4-7 輪肥



2. 車肥 (くるまごえ)

樹木週間から車輪の輻(や)のように放射状に遠ざかるにつれて幅を広く、且つ、深く溝を掘り、(原則として4カ所)溝底に所定の肥料を敷込み、覆土するものとする。溝の深さは約20cm(内側)～約40cm(外側)、長さは葉張りの1/3とし、溝の中心部分が枝張り外周線にくるように掘るものとする。(図4-8)

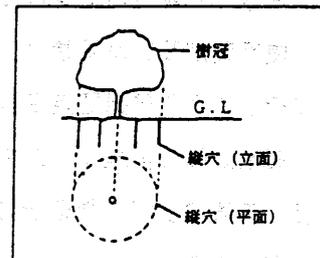
● 図4-8 車肥



3. 壺肥 (つぼごえ)

樹木主幹を中心に枝張り外周線の地上投影部分に放射状に立て穴を掘り、(原則として6ヶ所)穴底に所定の肥料を入れ覆土するものとする

● 図4-9 壺肥

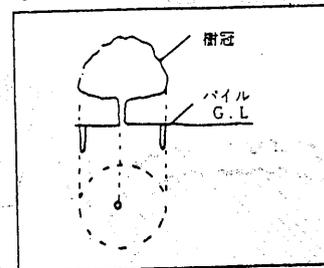


る。立て穴の深さは約40cmとする。(図4-9)

4. パイル施肥

パイル肥料の場合は含有量から施用本数を決め、壺肥の位置に槌で打込むものとする。(図4-10)

● 図4-10 パイル施肥



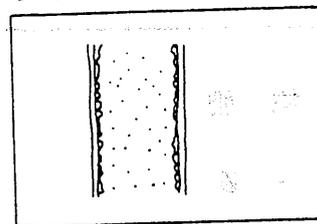
第35条 低木施肥

1. 1本立ち及び小規模な寄植えの場合は輪肥、または壺肥を行うものとする。

壺肥の立て穴の深さは約20cmとする。

2. 群植及び大規模な寄植えの場合は植え込み内に均一に散布するものとする。(図4-11)

● 図4-11 表面施肥



第4節 除草

第36条 一般

1. めくら除草は、クワ等で植ますの表面を浅く耕して、雑草が残らないようにしなければならない。
2. 手取り除草は、地下部の根を残さないように除草しなければならない。
3. 刈払いは、動力下刈機等を用いて刈りむらのないよう均一に刈り込まなければならない。その際小石や施設構造物等による動力下刈機の破損及び、小石の飛散がないように注意する。
4. 抜き取った雑草は指定箇所に集積し、まとめて処理するとともに除草跡はきれいに清掃しなければならない。
5. 除草剤散布については芝生地管理の除草剤散布基準に準ずる。

第5節 病虫害防除

第37条 一般

1. 剪定防除をした場合は剪除枝条は速やかに撤去するものとする。
2. 薬剤防除は次によるものとする。
 - (1) 薬剤の使用に際しては、農薬取締法(昭和23年法律第82号)等の農薬関連法規並びにメーカー等で定める使用安全基準及び使用方法を遵守し、事前に周辺居住者等への周知徹底をはかる等、人畜への安全に充分留意するものとする。
 - (2) 使用薬剤及び使用量は、特記仕様書によるが、同等品以上とある場合は原則として、農薬取締法により登録認定されたものでなければならない。
 - (3) 薬剤防除の実施に先立ち、対象樹木の種類、病気、害虫、使用薬剤の使用量、及び実施日、天候の状況、周辺居住者等への周知徹底の方法等については監督職員と十分協議しなければならない。

- (4) 薬剤の使用日は風が少なく、天候の不順でない日とし、風上から散布するものとする。また周囲対象物以外のものにかからぬよう注意しなければならない。
- (5) 薬剤の使用時刻は、真夏は日中を避け、なるべく夕方使用するものとする。
- (6) 薬剤の散布は微噴霧器等を使い、十分圧力をかけ、原則として葉から30cm～40cm離して行うものとする。
- (7) 薬剤の散布量は、所定の濃度に正確に希釈したものを葉面に細かい水滴がつく程度とし、余分に薬液のついた場合は振り落すものとする。
- (8) そしゃ口を持った害虫（葉などを食べる害虫）を対象に薬剤防除を行う場合は、当該枝葉部分に十分付着するよう展着剤を適宜混合して散布するものとする。
- (9) 吸収口を持った害虫（注射針状の口を持っている害虫）を薬剤防除の対象とする場合は、害虫に直接散布するものとする。
- (10) 樹高の高い樹木に対して(6)、(7)を実施することが難しい場合は、実施方法について監督職員と十分協議しなければならない。
- (11) 薬剤防除の使用機器及び薬品の保管については、事前、事後を通じ十分注意し、作業終了後は遺漏なく速やかに片付けるものとする。

第6節 樹木灌水

第38条 一般

1. 葉面散水

葉面散水は葉面上の粉塵・塩分などを洗い落とすため前後表裏方向をかえて水を吹きつけるものとする。

2. 地表灌水

地表灌水は、根元直径の4倍程度を直径とした深さ約15cmの水鉢を根元周囲につくり、指定量の水を灌水するものとする。

第7節 支柱管理

第39条 一般

1. 支柱取替

在来の支柱及び添木の取りはずしは、樹木を損傷しないよう注意し、支柱材は根元より完全に引抜くものとする。

2. 結束直し

在来の杉皮、シュロ縄、亜鉛引鉄線は樹木を損傷しないよう丁寧に取り除き、新しい材料をもって樹幹に緊密に固着するよう杉皮をまき、シュロ縄で結束するものとする。

第8節 枯損木処理

第40条 一般

1. 伐採

- (1) 枯損木の伐採にあたっては、周辺樹木、施設等を損傷しないよう注意し、特に通行する人や車に対する安全対策を講ずるものとする。
- (2) 切株はできるだけ地際より処置するものとする。
- (3) 伐採した樹木は指定箇所に運搬処理するものとする。

2. 抜根

- (1) 抜根した後は必要に応じ埋土を行うものとする。
- (2) 伐根した樹木は指定箇所に運搬処理するものとする。

第5章 草花管理

第1節 草花管理

第41条 材 料

苗は発育良好であらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、病害虫に侵されていないものとし、細根の多く発生しているもの、徒長していないもの、整一な型姿のものを使用するものとする。また、球根類についてはよく充実し、傷がなく、病虫害に侵されていないものとする。

第42条 地ごしらえ

1. 古株、雑草等は根より掘り起し、土を払った後、指定箇所に運搬処理するものとする。
2. 植栽地は床土を30cm程度まで耕うんしよく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取除き、凹凸のないよう均一にらすものとする。
3. 肥料を施す場合には、指定の施肥量を植栽地に均一にまき、床土とよく混合するものとする。

第43条 植付け

1. 植付けは、監督職員の指示するデザインに従い、植栽地にあらかじめデザインを下取りしておき、所定の密度にむらのないよう植付けるものとする。
2. 植付け後はよく灌水し、倒れたり根が浮きあがるなど植付けが固定しないものは、植直するものとする。

第44条 除草及び灌水

1. 除草及び灌水は天候、土壌状態に留意し、無駄なく、しかも時期を失わないよう監督職員と連絡を密にして行うものとする。
2. 除草は苗をいためないよう根より抜きとるものとする。この際苗の根が浮き上がったりしたものは、植直しを行うものとする。
3. 灌水は、苗をいためないよう丁寧に行い、根に充分水が行きわたるよう浸透させるものとする。

第45条 施 肥

1. 元肥は、花壇面に指定された施肥量を均一にまき床土のなかによくすき込むものとする。
2. 追肥は、肥料の種類及び植物の生育状態に応じ最も適切な方法により行うものとする。

第46条 病虫害防除

樹木管理（第4章）の病虫害防除の薬剤散布基準に準ずるものとする。

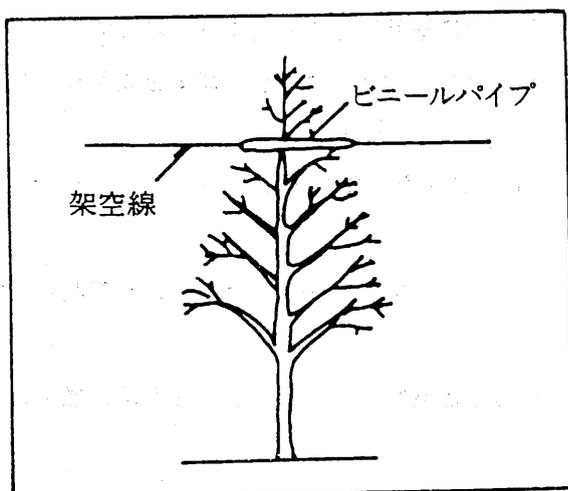
第6章 樹木保護

第1節 樹木保護

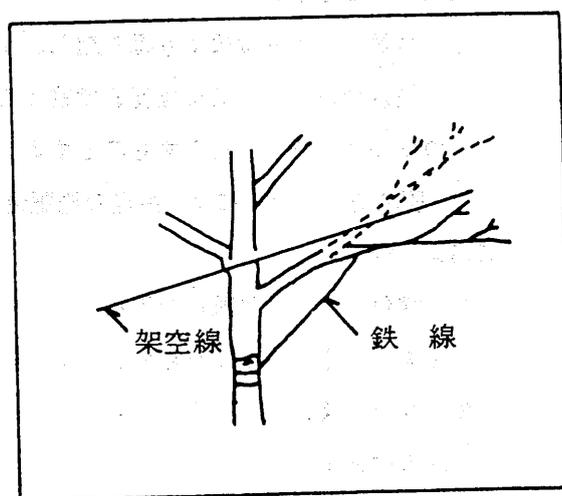
第47条 架空線対策

1. 街路樹と接触する架空線については図6-1のように架空線をビニールパイプで包むか、枝を若干たわめることで接触がさけられる場合は、図6-2のように鉄線で固定するものとする。
2. 上記の施工に際しては枝葉がさけたり、過度の剪除を行わないよう留意する。

● 図6-1



● 図6-2



第48条 樹木清掃

樹木清掃の対象は、次によるものとする。

1. 落葉の清掃
落葉の清掃は、側溝、植樹帯等落葉が散乱する道路の隅を中心にていねいに行うものとする。
2. 枯枝落し
枯死落しは、生枝部に接する点より5mm程度下方で切落すものとする。切口断面が 10m^2 以上になる場合は切口に防腐処理を行う。

第49条 損傷樹木の手当て

1. 損傷樹木の手当てに使用する薬剤
薬剤の種類や量は、監督職員と協議し承諾を受けて使用するものとする。
2. 枝、幹の傷口
傷口の小さなものは削直し、ツギロウ、コールタールなどで防水を施し、大きなものは傷口を削除した後に、防腐剤や消毒剤、植物ホルモン剤、(クレオソート、カルスメイト、ゆ合剤)などを塗布し、その上から防水(ペンキ、コールタール、ツギロウ、ビニール布被覆)を施すものとする。

3. 幹の空洞

腐食部分の削り出し、防腐剤、消毒剤を塗布し、その上から防水を施し新組織でのまきこみを図るものとする。空洞の大きいものについては、前記処理に加えて、空洞に粘土モルタル、モルタル、木材などを充てんし、充てん物の仕上面は形成層のすぐ下までにとどめ幹外にはみ出さないようにしなければならない。